

忘れずに申告を平成15年度町県民税申告

町税務課では、2月10日(月)から3月6日(木)まで平成15年度町県民税申告受付を実施します。

申告に必要なもの

印鑑

公的年金・恩給の支給を受けている方は平成14年分の源泉徴収票（はがき等が郵送されています。）

〔注〕遺族年金・障害年金は対象外

生命保険、火災保険などの支払領収書、控除証明書、個人年金・農業者年金証明書

営業の方は、商品の仕入れ台帳、売上台帳、（売上・経費の確認できる資料・領収書）

医療費の領収証（自己負担年額10万円以上が対象）

給与収入などがあつた方は源泉徴収票

身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳

農業の方は、農業の経費を証明できるもの。また農産物を販売された方は、販売額を明らかにできるもの。農機具を購入された場合も金額を証明できるものをご持参ください。

申告の必要がない方

所得税の確定申告をすませた方（扶養者も含む）

青色申告適用の方

給与所得のみの方（2カ所以上からもらっている方を除く）

申告には、世帯の申告内容をすべて説明できる方がお越しください。

〔詳しいお問い合わせは〕

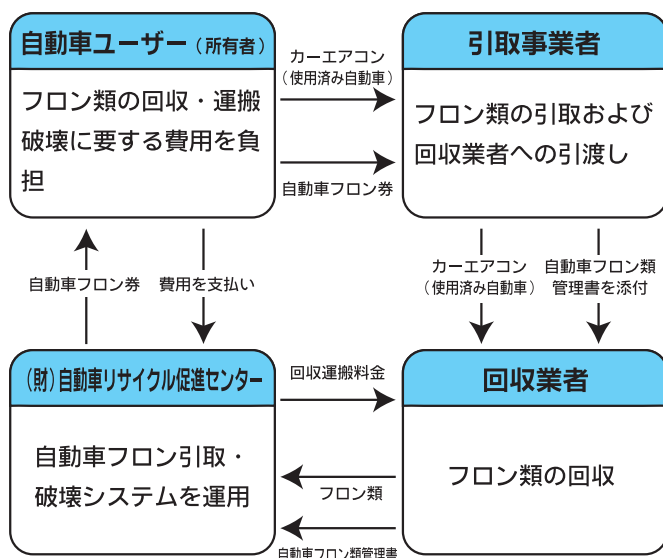
町役場税務課

（☎57-1111内線229・231）

申告日程

場 所	月 日	曜日	午前の部 (9 : 00 ~ 12 : 00)	午後の部 (1 : 00 ~ 4 : 00)
金 山 公 民 館	2月10日	(月)	金山・山峯	
永 野 公 民 館	2月12日	(水)	平田・山之平	寺元・上村
	2月13日	(木)	丁町・仕明	吉川
	2月14日	(金)	岩元・駒ヶ段・段	薬師・池山
	2月17日	(月)	築平・新地	
中 津 川 公 民 館	2月18日	(火)	別野・白猿	
	2月20日	(木)	弓之尾	
	2月21日	(金)	尾原	北方町
	2月24日	(月)	武	
下 狩 宿 公 民 館	2月25日	(火)	下狩宿	上狩宿・境田
求 名 公 民 館	2月27日	(木)	町・搦	上中福良・橋掛
	2月28日	(金)	下手・下中福良	
役場第一会議室	3月3日	(月)	熊田	戸子田
	3月4日	(火)	広橋・下別府	黒鳥
	3月5日	(水)	指定の日に申告できなかった方	
	3月6日	(木)		

フロン回収の流れ



**「ご存じですか？
『自動車フロン券』」**

エアコン等に冷媒として使われているフロンガスは、オゾン層破壊物質であり、また温室効果ガスでもあります。オゾン層保護と地球温暖化防止のため、昨年10月1日より『フロン回収破壊法』が施行され、カーエアコンが搭載された車を廃棄処分する際には、『自動車フロン券』によりフロン回収等の費用を負担することになりました。

『自動車フロン券』は全国の郵便局、またはコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス）各店舗で1台あたり2,580円を払い込み、その払い込んだ証明として『自動車フロン券』を受け取って、廃棄処分時に車と一緒に引取業者にお渡しください。

〔詳しいお問い合わせは〕
自動車フロンコールセンター
☎03-5532-1461